

三明保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体 (設置主体)

名 称	社会福祉法人 なみはや福祉会
所在地	大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内
電話番号	06-6761-3010
代表者氏名	理事長 竹本 榮

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	三明保育園
施設の所在地	大阪市阿倍野区三明町 1-2-24
連絡先	電話番号：06-6621-2700 F A X：06-6621-2701
施設長	園長 杉山 眞佐
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 8人 1歳児 17人 2歳児 19人 3歳児 20人 4歳児 22人 5歳児 22人
利用定員	満3歳以上の児童 57人 満1歳以上満3歳未満の児童 32人 満1歳未満の児童 8人
開設年月日	昭和50年9月1日 平成19年4月1日受託 平成29年4月1日移管
事業所番号	2710051005918
ホームページ	http://www.namihaya.or.jp/sanmei/

3 施設の目的・運営方針

三明保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		670.93 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	392.13 m ²
園庭		地上園庭 338.3 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ほふく室も含む いちご組（満0歳児クラス）、もも組（満1歳児クラス）
保育室	4室	ばなな組（満2歳児クラス）、みかん組（満3歳児クラス） ぶどう組（満4歳児クラス）、めろん組（満5歳児クラス） について各1室
調理室	1室	
プール	1	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月29日厚労告）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 地域交流活動
 保育園の園庭で遊んだりします。また、地域の施設との交流もあります。

(3) 子育て相談事業
 子育ての悩みなど電話等で受け付けています。
 <受付： 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時>

6 職員の職種、職員数及び職務の内容

平成31年1月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	保育園運営をつかさどり、所属職員を監督	1人	1人		
主 任 保育士	園長を助け、命を受けて保育園運営業務の一部を補佐、園児の保育等をつかさどる	1人	1人		
保育士	園児の保育等をつかさどる	19人	14人	5人	
保育補助	園児の保育の補助をする	2人		2人	
調理員	給食調理をつかさどる	3人	2人	1人	
嘱託医	年に4回の内科健診及び相談、 年に1回の歯科健診及び相談	2人		2人	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	7:30～18:30 までの8時間のうち7時間15分
主任保育士	7:30～18:30 までの8時間のうち7時間15分
保 育 士	7:30～18:30 までの8時間のうち7時間15分
調 理 員	8:00～16:00 または 8:30～16:30 のうち7時間15分

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間**となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間**となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、**時間外保育**を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく**通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要**となります)

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

保育園において、調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

園外保育の時はお弁当のご協力をお願いします。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃
3歳児		11時30分頃	15時頃
4歳児		11時30分頃	15時頃
5歳児		11時40分頃	15時頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。
※銀行での口座振替で納入していただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。徴収袋にて徴収いたします。
- (3) 実費徴収に係る補足給付事業
生活保護世帯に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額2,500円を上限に申請により助成されます。

11 特別教育・特別支援保育

地域社会の中で、障がいのある子どもとともにわかない子どもが共に育ちあうことを基本的な考えとして特別支援保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健センターの利用調整に基づき、当園に利用の要請をされた園児の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 緊急時の対応

入園されている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	久保田医院
医 院 長 名	久保田 佳伸
所 在 地	阿倍野区天王寺北 3 丁目 9-18
電 話 番 号	06-6719-3277

(2) 歯科

医療機関の名称	田中歯科
医 院 長 名	田中 保徳
所 在 地	阿倍野区文の里 3-7-16
電 話 番 号	06-6628-8201

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任 渋谷 紀子 ・ご利用時間 7時30分 ~ 18時30分 ・電話番号 06-6621-2700 ・F A X 06-6621-2701 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	役職・法人監事 ・土井 憲之 ・森本 宮仁子 電話番号 06-6761-3010

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	375 円（年額）（園負担 165 円 保護者負担 210 円）

※詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」を御確認ください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0歳児	8人	6人	6人
1歳児	17人	17人	12人
2歳児	18人	18人	19人
3歳児	19人	20人	17人
4歳児	19人	16人	20人
5歳児	20人	19人	16人
合計	101人	96人	90人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成22・30年度受審	おおむね良好
自己評価の実施状況	毎年実施	次年度の保育に活かしています

子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

公表・公示案件はありません。

22 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	自動車での送迎は原則認められません。 自転車の駐輪スペースがないため通行の妨げにならないよう保育園側に並べて停めてください。

※当保育園には保護者会があり1か月300円会費を徴収されています。(変更あり)
(31年度、子どもたちへの運動会、クリスマスのプレゼントなどを会費から補助していただく予定です)

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（業者の都合等で料金が変わることもあります）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	3、4、5歳児の主食費	月額 1,100円
箸	保育園で購入し保管使用します	3歳児以上 400円
帽子	帽子・たれ代（毎年）	600円（たれ希望者 380円）
被服費	体操服半袖Tシャツ・体操服半ズボン（3歳児以上） スモック（全児） ・リュック（3歳児以上）	1580円～・1740円～ 1410円～ ・3300円
教材費	0歳児 （氏名印 150円・名札 150円・健康手帳 200円・おいたちの記 600円） 1歳児 （0歳児購入分）＋マーカー650円） 2歳児 （1歳児購入分）＋クレパス 590円＋粘土 500円 粘土ケース 310円） 3歳児 （氏名印 150円・名札 150円・健康手帳 200円 出席ノート 630円・マーカー650円・クレパス 590円 粘土 490円・粘土ケース 310円・ハサミ 470円・のり 210円） 4歳児 （3歳児購入分）＋色鉛筆 520円＋粘土板 490円＋道具箱 540円） 5歳児 （4歳児購入分）＋制作帳 500円＋ピアニカふき口 400円） ※その他クラスで必要なものは保護者の同意の上、購入する	新園児 0歳児 1100円 1歳児 1750円 2歳児 3150円 3歳児 3850円 4歳児 5400円 5歳児 6300円 進級児 1歳児 1250円 2歳児 2000円 3歳児 1310円 4歳児 2180円 5歳児 1530円
行事費	園外保育実費負担（30年度） 2・3歳児・バス遠足 1000円（保護者会 1620円園負担） 4歳児・バス遠足 1160円（保護者会 1620円園負担）・キッズプラザ 320円 5歳児・バス遠足 1160円（保護者会 1620円園負担）・音楽会 1270円 ・南ブロック運動会 180円・里山遠足 1120円・キッズプラザ 320円	随時 （交通費・入園料等）
講師補助	3、4、5歳児の体育・音楽・絵画指導料の補助費	月 500円

※リース布団（希望者のみ）・・1ヶ月 1100円＋乾燥代 125円年 4回）

2 時間外保育に係る利用者負担

保育短時間認定児童の利用分

※母子世帯等とは母子世帯、在宅障がい児（者）世帯

		所得区分	1時間まで	2時間まで	2時間超
月額制	市民税課税世帯		2,900円/月	5,900円/月	6,800円/月
	市民税 非課税世帯	その他世帯	1,000円/月	2,000円/月	2,300円/月
		母子世帯等	0円/月	0円/月	0円/月
	生活保護世帯		0円/月	0円/月	0円/月
日額制	-		300円/日	600円/日	700円/日

保育短時間認定児童にかかる利用時間は、保育短時間の開始前（8時まで）と、保育短時間の開始後（16時以降）の時間を通算して計算します。

※当園は上記費用の支払いを受けた場合は徴収袋に日付印を押印するか、領収書を交付いたします。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名： 三明保育園
説明者： 職名 園長
氏名 杉山 眞佐

私は、本書面に基づいて三明保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：
園児氏名：
保護者氏名： 印
園児から見た続柄：

掲載事項に関するお知らせ

平成17年4月1日より施行されております個人情報保護法に伴い、子どもの写真や名前、生年月日を掲載することに関して保護者の方に確認をさせていただきます。

掲載してもよい物○印をつけてください。

- 保育園のホームページ（写真）
- 行事写真「保育園内での掲載」（写真）
- おひさまだより（写真・名前・生年月日）
- クラスだより（写真・名前）
- 誕生児の紹介（写真・名前・生年月日）
- 保育室「ロッカー、靴箱等に掲載」（写真・名前）
- その他の広報誌

園児氏名：

保護者氏名：

個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育園等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

三明保育園園長 様

年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

印

園児から見た続柄：